北海道告示第 11386 号

家畜伝染病まん延防止規則（昭和 50 年北海道規則第 32 号）第２条第１項の規定による家畜等の移動の禁止について、次のとおり指定する。

令和４年（2022 年）11 月７日

北海道知事　鈴木　直道

１　移動を禁止する家畜、物品等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品。

ただし、所管家畜保健衛生所長が指示する方法に基づき、消毒を行ったもので、家畜防疫員の指示書を有するものはこの限りではない。

２　移動を禁止する期間

当分の間

３　移動禁止区域

（１）移動を制限する区域

別添地図の内側の円に囲まれた区域

（２）制限区域外への搬出を制限する区域

別添地図の外側の円に囲まれた区域のうち、内円に囲まれた区域を除いた区域

４　移動を禁止する理由

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

（別添）

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域

内側の円に囲まれた地域：移動制限区域（半径３ｋｍ）
外側の円に囲まれた地域：搬出制限区域（半径３～10ｋｍ）